

第40表 医療給付事業

平成30年度

	重度心身障がい者医療給付事業			ひとり親家庭等医療給付事業			乳幼児等医療給付事業		
	対象人員	医療費計		対象人員	医療費計		対象人員	医療費計	
		件数	金額		件数	金額		件数	金額
全道	110,645	2,675,378	12,347,306	141,357	78,022	803,207	323,590	180,781	2,735,589
札幌第二次保健医療福祉圏	49,121	1,099,120	5,638,814	56,352	327,500	908,263	118,049	1,908,847	3,966,058
札幌市	40,330	906,856	4,853,525	45,516	264,200	741,551	85,635	1,581,538	3,389,873
江別保健所	4,355	99,624	402,768	5,102	30,358	75,860	13,635	134,948	248,325
江別市	2,592	61,329	244,894	2,932	17,709	45,143	9,751	84,443	161,025
石狩市	1,237	27,386	114,185	1,759	10,305	24,917	2,918	42,131	71,844
当別町	381	7,256	32,530	356	2,014	4,964	842	5,995	11,251
新篠津村	145	3,653	11,159	55	330	836	124	2,379	4,205
千歳保健所	4,436	92,640	382,521	5,734	32,942	90,852	18,779	192,361	327,860
千歳市	1,707	36,101	145,102	2,438	12,782	38,183	10,086	81,616	134,434
恵庭市	1,328	24,402	114,859	1,892	11,419	30,548	3,757	59,414	104,107
北広島市	1,401	32,137	122,560	1,404	8,741	22,121	4,936	51,331	89,319

資料 保健所集計

注 金額は、千円未満切捨てとしているため、合計が必ずしも一致しないこと。

第41表 小児医療等給付事業

平成30年度

	自立支援医療(育成医療) ※1												小児慢性特定疾病対象疾患群 ※2																	
	計	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	心臓機能障害	腎臓機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	その他内臓障害	免疫機能障害	未熟児養育医療	結核児童療育給付	計	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患
全道	1,680	336	126	52	745	248	13	9	8	142	1	552	-	2,952	319	251	97	366	698	134	208	72	98	23	275	230	96	17	43	25
札幌第二次保健医療福祉圏	86	23	3	1	33	18	-	-	-	8	-	60	-	378	50	38	8	45	109	10	21	11	9	1	28	36	5	-	6	1
札幌市	-	-
江別保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143	15	13	1	17	43	8	10	6	5	0	4	21	-	-
江別市	-	-
石狩市	-	-
当別町	-	-
新篠津村	-	-
千歳保健所	86	23	3	1	33	18	-	-	-	8	-	60	-	235	35	25	7	28	66	2	11	5	4	1	24	15	5	-	6	1
千歳市	36	7	1	1	13	10	-	-	-	4	-	32	-	107	17	13	4	11	32	1	3	2	1	1	9	6	3	-	4	-
恵庭市	33	8	1	-	16	6	-	-	-	2	-	16	-	80	13	6	3	12	21	1	5	-	2	-	6	7	2	-	1	1
北広島市	17	8	1	-	4	2	-	-	-	2	-	12	-	48	5	6	-	5	13	-	3	3	1	-	9	2	-	-	1	-

資料 保健所集計

※1 平成25年4月から、支給認定等の権限が全ての市町村へ移譲されたことから、平成24年度までと平成25年度で、一部集計方法が異なっている(平成24年度までは、指定都市及び中核市を除き、道が認定しており、この際には、「入院及び通院」として認定した場合には1件として計上していたが、平成25年度からは「入院1件、入院外1件」と、2件として計上されている。)

※2 平成27年1月1日 児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、小児慢性特定疾病の対象疾患が変更。